

人口減少社会における

豊かな地域づくりへの提案



平成 26 年 10 月

滋賀県

人口減少社会における豊かな地域づくりへの提案について

滋賀県政の推進に平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府におかれましては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、全省庁を挙げて日々御尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、本県は、数少ない人口増加県でありましたが、まもなく人口減少に転じると推計されており、全国と同様、高齢化も進展しております。

県内の市町に目を向けると、多くの市町では既に人口減少に転じており、2040年には2010年と比較すると4割近く減少する町もあるところです。

気候においても、地域により住みやすさの条件も相当異なっており、北部は冬季に積雪が多くなり、西部は比良山系等からの風の吹きおろしが強くJR湖西線が運休になることも頻繁にあります。対応にかかる費用も地域差が出ており、これらの条件の違いが人口の減少につながることも危惧しています。

また、雇用の場が少なく公共交通機関の発展していない地域を中心として、若者や子育て世帯が転出することにより過疎化や高齢化に拍車をかけており、これまで守られてきた地域の自然や、人と人とのつながり、伝統行事をはじめとする文化などが失われることを懸念しています。

本県全体の活力も低下し、先人より受け継がれ、近畿1450万人の命の水源地である琵琶湖を守り続けることも難しくなると危惧しているところです。

このような中、本県におきましても、この重要かつ喫緊の課題への対応を図ると同時に、将来を見据えた豊かな滋賀を如何に創っていくかが、重要であると認識していることから、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進本部」を設置し、全庁挙げて全力で取り組んでいるところです。

人口減少の中、持続可能で将来に夢・希望に満ちた豊かさ実感滋賀を創るためには、若者、女性、高齢者、障害のある方など、すべての方が活躍できるようにするとともに、政府や地方公共団体はもとより、企業、地域社会等が連携して知恵を出し、それぞれの役割のもと、地域の実情に応じた実効的な政策を推進する必要があります。

こうしたことを念頭に、人口減少社会における豊かな地域づくりへの提案を本書のとおり取りまとめましたので、政府におかれては、本県の実情を踏まえた実効性のある政策立案をお願い申し上げます。

平成26年10月21日

滋賀県知事



若い世代の出産・子育ての希望を実現する提案

1、2歳児および3歳児を中心とした職員配置基準の改善

- 保育の質の向上を図るため、省令において従うべき基準とされている職員配置基準を改善する。

保育人材確保対策への財政措置と要件緩和

- 保育人材の確保対策に継続的に取り組むための十分な財政措置を図る。
- 保育士修学資金貸付対象の住所要件を撤廃する。

学級編制の標準の引き下げによる教育環境の充実

- 個に応じたきめ細かな教育活動が一層展開できるよう、公立小中学校の全学年で国の学級編制の標準を35人以下に引き下げる。

地域少子化対策強化交付金の拡充

- 地域少子化対策強化交付金の恒久化を図るとともに、対象範囲の拡充など自由度の高い財政支援を行う。

高齢者による子育て支援の促進

- 地域少子化対策強化交付金について高齢者の子育て支援にかかる助成を対象とするなど、補助要件の柔軟な対応を図る。

子育て世帯の経済的負担の軽減

- 乳幼児に対する医療費負担の国による軽減措置を図る。
- 保育所等の保育料の多子世帯軽減の同時入所要件を廃止する。
- 多子世帯の一時預かり利用料の国による無料化を図る。

子育て支援企業に対する税制優遇制度の拡充

- 子どもを生き育てやすくする職場の環境整備に努めている企業に対する税制優遇制度の期間を延長するとともに、適用対象の拡大を図る。

地方の魅力を高め、東京一極集中を是正する提案

地方への分散を促す企業の税負担軽減

- 若者が地方にとどまり働ける場を創出するため、法人実効税率の見直しにあたって、大都市と地方の法人税率の引き下げに差を設けることで地方の企業に係る税負担を軽減し、地方への企業の分散を促す。
- あわせて、法人税率の引き下げにより地方の歳入に影響を与えることがないように、課税ベースの拡大等を行い、地方交付税原資の減収分も含めた必要な地方税財源を確保する。

国政府機関等の分散

- 試験研究機関など、国の機関の積極的な地方への移転を促進する。

都市の大学等の地方分散および地方の大学等の魅了向上・充実

- 都市の大学等の地方へのキャンパス移転を促進する。
- 地方大学の定員増を図るとともに、支援を充実する。

創業支援の充実について

- 創業・第二創業促進補助金の継続および拡充を図る。
- 創業促進補助金の交付を受けた創業者等に対する認定支援機関による継続的な支援の強化を図る。

文化とスポーツの力を生かした元気な地域づくり

- 地域の伝統ある文化や暮らしぶり、景観、文化施設などの地域資源の魅力を高め、内外に発信し、来訪者の増加により地域活性化を図る取組への支援の拡大を図る。
- スポーツを通じた健康的で活気あふれる地域づくりのため、地域のスポーツ振興の取組や2020オリンピック・パラリンピック東京大会の事前キャンプ地受入活動などへの支援充実を図る。

農山漁村と都市との交流の支援

- 都市部出身者に第二のふるさとを持つことができる社会を築くため、都市の子どもたちに農山漁村の生活を実感してもらう農山漁村留学の取組への支援や二拠点居住普及策の支援充実を図る。
- 農山漁村の持つ魅力を知ってもらい定住希望者の増加を図るため、農家民宿、農家民泊、都市農山漁村交流、農山漁村体験等への制度・支援拡充を図る。

地方が生きる道路整備の推進

- 人口減少社会において地方拠点都市の機能を維持・構築していくため、新名神高速道路をはじめとする国土幹線道路を骨格として、地域幹線道路ネットワークの整備を推進し、地域・拠点間の連携を確保することにより、地方で「働き・暮らし続けたい」と思える個性と潤いのある生活空間の創造を図る。

地域特性に即した地域課題を解決し、地方創生を図る提案

地方創生・人口減少交付金の設置および地方交付税の充実

- 少子化対策や雇用の場の確保等、地方創生・人口減少の克服のため、地域の実情に応じ資金を効果的に活用できる包括的な交付金を設置する。
- 地方創生・人口減少の克服のための歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税の充実を図る。
- 上記、交付金の設置および地方交付税の充実については、全国的な課題であり、将来的な人口減少を見据えた各種施策が必要となることから、このことを踏まえた配分基準とする。

地域人口ビジョン・総合戦略策定への支援

- 都道府県に策定の努力義務が課される地域人口ビジョン・総合戦略について、策定に係る経費の支援等を行う。

「まち・ひと・しごと創生本部」への地方の声を反映させる仕組み

- 地方の特性に即した課題解決のため「まち・ひと・しごと創生本部」に、地方の声を反映させる仕組みの充実を図る。

ふるさと納税の充実

- ふるさと納税制度について、利用者にとってさらに使いやすい制度となるよう控除額の拡大や手続きの簡素化などを行う。

「日本の未来を創る女性活躍応援基金」の創設

- 地方の主体的な取組みを加速するため、地域の実情に合わせた施策提案を継続的に支援する基金を創設する。

高齢者による高齢者の生活支援の充実

- 介護保険制度の地域支援事業として実施される生活支援サービスにおいて、高齢者をその担い手として育成するための支援策の充実を図る。

高齢者による「通いの場」づくりへの支援

- 地域再生に資する共助の基盤づくり事業について、高齢者が主な主体となって介護予防や生活支援等を行うための「通いの場」づくりなど、補助要件の柔軟な対応を図る。

森林の公的管理者に対する特別支援制度の創設

- 公的管理森林の持つ水源涵養、土砂災害防止などの公益的機能の持続的発揮のため、森林の公的管理者に対する特別支援制度を創設する。

森林整備加速化・林業再生事業の延長・拡充

- 活力ある山村として維持していくため、地域資源を活かした魅力ある林業の展開と人材を育成する。
- 地域の実情に応じた効果的で創意工夫が可能な森林整備加速化・林業再生事業の延長・拡充を図る。

「(仮称) 営農継続交付金」の創設

- 条件不利地等で受け手が見つからない農地を耕作する担い手を確保するための、受け手に対する「(仮称) 営農継続交付金」の創設を図る。

農振法等の規定の見直し

- 農用地区域に含めない土地の要件の一つとされる地域の農業振興を図る施設の用に供される土地について、地域の実情に応じ、農村の集落機能の維持・向上に資する土地利用需要にも対応できるよう規定を見直す。

中山間地域等直接支払制度の要件緩和

- 農業生産活動の継続が困難となりつつある集落も安心して制度に取り組めるよう、協定期間の短縮もしくは、全額遡及返還ルールを緩和する。

地域公共交通の活性化および再生への支援

- 地方の人口減少や過疎化の進行により、地域公共交通の衰退が危惧される中、地方バス路線の運行確保、鉄道駅のバリアフリー化、LRTやBRTなどの新交通システムの導入等の地域公共交通の活性化および再生に係る支援策の充実を図る。

空き家対策への支援

- 空き家の除却や空き家の公的な活用等に補助対象が限定されている「空き家再生等推進事業」について、空き家の実態調査および空き家を活用するための調査研究ならびに空き家の再生を促進しようとする民間事業者への支援等を補助対象とするよう、事業の拡充を図る。

都市再構築戦略事業等の要件緩和

- 人口減少社会における持続可能な都市構造（コンパクトシティ）へ再構築するため、都市再構築戦略事業等の活用にあたって、地域の実情に応じて設定する区域の要件（例：DID地区、高齢者密度40人/ha以上等）を緩和する。また、病院など多額の費用を要する施設の補助上限額を見直す。